

横浜市スポーツ推進計画（中間見直し）案について

「横浜市スポーツ推進計画（中間見直し）素案」について、市会常任委員会、教育委員会、スポーツ推進委員連絡協議会や体育協会加盟団体など関係団体から御意見をいただき、第 24 期横浜市スポーツ推進審議会において、「横浜市スポーツ推進計画（中間見直し）案」を策定しましたので、御報告します。

1 これまでの経過

平成 29 年 12 月 13 日：素案について市会常任委員会へ報告

平成 29 年 12 月～

平成 30 年 1 月：素案について関係団体から意見聴取

平成 30 年 1 月 9 日：素案について教育委員会定例会議で審議

平成 30 年 1 月 29 日：第 24 期横浜市スポーツ推進審議会第 3 回会議開催
（横浜市スポーツ推進計画（中間見直し）案の策定）

2 主な御意見の概要と対応

別紙 1 参照

3 今後のスケジュール

平成 30 年 3 月 横浜市スポーツ推進計画（中間見直し）策定

4 添付資料

別紙 2 横浜市スポーツ推進計画（中間見直し）案 全部版

主な御意見の概要と対応

※下線太字とした部分が、素案から修正・追加したものです。

番号	御意見(概要)	横浜市スポーツ推進計画(中間見直し)案について	【参考】横浜市スポーツ推進計画(中間見直し)素案について
1	<p>①幼児期の運動の普及啓発についてイベント等に参加できない保護者に対し情報提供できる仕組みがあると良い。</p> <p>②幼児期から、多様な動きを経験できるよう、様々な機会を提供していくことで、バランスのとれた体になっていくのではないかと。</p>	<p>P13【取組1 幼児期における運動習慣の啓発・普及活動の推進】</p> <p>体力の重要性に関して、保護者への啓発セミナーや、<u>インターネットや乳幼児健康診査等を活用した情報提供について検討</u>します。また、親子で体験できる各種運動プログラムの提供や、保育所、幼稚園、<u>地域子育て支援拠点等</u>にスポーツ指導者等を派遣し、遊びながら体を動かす楽しさを伝える事業を実施します。</p>	<p>P13【取組1 幼児期における運動習慣の啓発・普及活動の推進】</p> <p>体力の重要性に関する保護者の啓発セミナーや親子で体験できる各種運動プログラム等を実施します。また、保育所や幼稚園にスポーツ指導者等を派遣し、遊びながら体を動かす楽しさを伝えていく事業を実施します。</p>
2	<p>①部活動について現在見直しをしており、新しい部活動の在り方を検討しているため、「部活動指導員の活用」という記載に留めた方が良い。</p> <p>②大学だけではなく、他団体とも連携しているため、「地元大学等」「スポーツ指導者等」としてはどうか。</p>	<p>P13【取組2 学齢期の子どもの体力向上事業の実施及び拡充】</p> <p>学校の特色を生かした体力向上1校1実践運動の実施、地域人材等の協力による休み時間や放課後を活用した運動機会やプログラムの提供、<u>部活動指導員等の活用</u>やオリンピック・パラリンピアンとの交流機会の提供等を行います。</p> <p>また、地元大学等と連携し、学校や地域に<u>スポーツ指導者等</u>を派遣し、授業の補助やスポーツ教室の事業等を実施します。</p>	<p>P13【取組2 学齢期の子どもの体力向上事業の実施及び拡充】</p> <p>学校の特色を生かした体力向上1校1実践運動の実施、地域人材等の協力による休み時間や放課後を活用した運動機会やプログラムの提供、部活動指導員の活用による部活動の充実、オリンピック・パラリンピアンとの交流機会の提供等を行います。</p> <p>また、地元大学と連携し、学校や地域に体育部所属の学生等を派遣し、授業の補助や教室事業等を実施します。</p>
3	<p>国の計画にも記載があるので、女性のスポーツ振興に触れた方が良い。</p>	<p>P16【取組13 働き世代・女性のスポーツ・運動の推進】</p> <p>スポーツ実施率の<u>低い世代(特に20代・30代)</u>をターゲットとしたイベントの開催、普及啓発を行うとともに、健康経営に取り組む事業所の認証や、事業所内でできる運動プログラムの提供等の支援を通じて運動習慣の定着化を進めます。また、<u>子育て中の女性でも気軽に参加できるスポーツ・レクリエーション活動の場を提供</u>することで、働き世代や<u>女性</u>のスポーツ・運動を推進します。</p>	<p>P16【取組13 働き世代のスポーツ・運動の推進】</p> <p>スポーツ実施率の低い働き世代をターゲットとしたイベントの開催や普及啓発を行うとともに、健康経営に取り組む事業所の認証や、事業所内でできる運動プログラムの提供等の支援を通じて運動習慣の定着化を進めることで、働き世代のスポーツ・運動を推進します。</p>
4	<p>スポーツ振興や共生社会の実現にあたり、企業との連携が必要でないか。</p>	<p>P17【取組18 スポーツ推進委員や、地域スポーツ団体、地域スポーツ・レクリエーション団体、<u>企業との連携・協働の推進</u>】</p> <p>スポーツ推進委員や、地域でそれぞれ活動している地域スポーツ団体、地域スポーツ・レクリエーション団体、<u>企業</u>と連携・協力しながら、年齢や性別、技術等に関係なく、誰でも身近な地域で気軽にスポーツを楽しむことができる環境を整えます。</p> <p>P19【取組29 障害者スポーツの支援者の育成・活躍支援】</p> <p>スポーツ施設の職員、競技団体、地域団体へ研修等の参加を促すなど、障害者アスリートの指導者、障害者スポーツ指導員、ボランティア、<u>企業等</u>、多様な障害者スポーツ支援者を育成します。また、横浜市体育協会のスポーツ情報サイト「ハマスポ」への登録を促す等、育成した人材の活躍を支援します。</p>	<p>P17【取組18 スポーツ推進委員や、地域スポーツ団体、地域スポーツ・レクリエーション団体との連携・協働の推進】</p> <p>スポーツ推進委員や、地域でそれぞれ活動している地域スポーツ団体や地域スポーツ・レクリエーション団体と連携・協力しながら、年齢や性別、技術等に関係なく、誰でも身近な地域で気軽にスポーツを楽しむことができる環境を整えます。</p> <p>P19【取組29 障害者スポーツの支援者の育成・活躍支援】</p> <p>スポーツ施設の職員、競技団体、地域団体へ研修等の参加を促すなど、障害者アスリートの指導者、障害者スポーツ指導員、ボランティア、多様な障害者スポーツ支援者を育成します。また、横浜市体育協会のスポーツ情報サイト「ハマスポ」への登録を促す等、育成した人材の活躍を支援します。</p>
5	<p>①上大岡ウィリングを南部方面の障害者スポーツ施設として再整備すると聞いているが、書かれていない。</p> <p>②障害のある子どもがいるご家族が、スポーツを通じ、地域と交流の場を持てるよう、書かれると良い。</p>	<p>P19【取組27 地域での障害者スポーツ・レクリエーション活動の推進】</p> <p>地域団体・横浜市体育協会・横浜ラポール等が連携した地域ネットワークの構築支援や、<u>新たに設置する障害者スポーツ・文化活動南部方面拠点を活用</u>し、地域スポーツ指導者との連携を進め、自主的に取り組みやすい種目を地域に広げていきます。また、各区のスポーツセンター等で障害者スポーツの指導員の配置や用具の充実等を図り定期的なプログラムの提供を行うことや、障害者やその家族にとってより分かりやすいスポーツ施設等の情報発信を行います。</p> <p>これらの取組を通じ、地域での障害者スポーツ・レクリエーション活動を推進するとともに、<u>地域での活動の場や機会を充実させることで、スポーツを通じて地域や障害者とその家族同士の交流</u>を深めます。</p>	<p>P19【取組27 地域での障害者スポーツ・レクリエーション活動の推進】</p> <p>地域団体・横浜市体育協会・横浜ラポール等が連携した地域ネットワークの構築支援や、地域スポーツ指導者との連携を進め、自主的に取り組みやすい種目を地域に広げていきます。また、各区のスポーツセンター等で障害者スポーツの指導員の配置や用具の充実等を図り、定期的なプログラムの提供を行います。</p> <p>さらに、障害者やその家族にとって、より分かりやすいスポーツ施設等の情報発信を行うことで、地域での障害者スポーツ・レクリエーション活動を推進します。</p>

横浜市スポーツ推進計画（中間見直し） 案

～スポーツで育む地域とくらし～

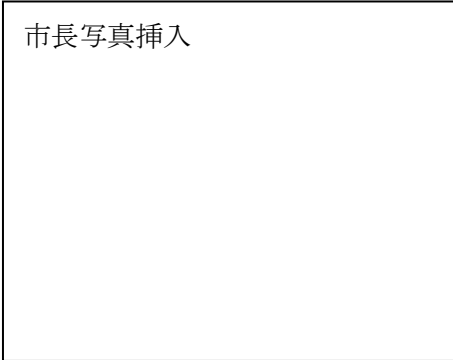
平成 30 年 2 月

横 浜 市

「横浜市スポーツ推進計画（中間見直し）」の策定にあたって

市長あいさつ文挿入予定

市長写真挿入



平成30年3月

横浜市長 林 文子

目次

第1章 横浜市スポーツ推進計画について

1	計画策定の目的	2ページ
2	スポーツ推進の意義	3ページ
3	スポーツ推進の基本目標	4ページ
4	計画策定（中間見直し）の位置づけ	8ページ
5	計画期間及び進捗管理	9ページ
6	計画の実現に向けた連携・協働体制	10ページ
7	ラグビーワールドカップ2019™・東京2020オリンピック・パラリンピック を契機としたさらなるスポーツ振興に向けて	11ページ

第2章 スポーツを推進するための具体的な取組

1	取組の目標への対応について	12ページ
2	取組の内容について	13ページ
3	用語集	20ページ
参考	第24期横浜市スポーツ推進審議会について	27ページ

第1章 横浜市スポーツ推進計画について

1 計画策定の目的

スポーツ推進は、横浜市にとって重要な基本政策です。幸せで豊かな都市生活を支える活力の根源であり、少子高齢化の急速な進展に伴う医療費の増加、生活様式の変化に伴う子どもの体力の低下や地域社会のきずなの希薄さが問題となっている中で、スポーツによる健康の増進、体力の向上や地域の活性化に対する市民の期待は、ますます増加しています。

横浜市では、世界トライアスロンシリーズ横浜大会など、数多くの国際大会が開催されるとともに、2002 F I F Aワールドカップ™の決勝戦の舞台となった日産スタジアムやスポーツ医科学に基づいた健康づくりの推進と競技力の向上を目的とした横浜市スポーツ医科学センターなど、日本が誇る施設を有しています。また、2002 F I F Aワールドカップ™などの国際大会から、市・地域のスポーツ大会まで、多くのスポーツ大会が市民ボランティアの力によって支えられてきました。市民ボランティアの意識の高さは、スポーツ振興の大きな力となっています。さらに、横浜市には、横浜D e N Aベイスターズ、横浜F・マリノス、横浜F C、横浜ビー・コルセアーズなど、多くのプロスポーツチームが活動の拠点を置いていることから、他都市に比べ、トップレベルの競技に触れる機会が多く、スポーツに対する市民の関心も高まる条件を備えています。

今後は、スポーツを通じて、子どもから高齢者まで全ての市民がいきいきとした生活を送るとともに、地域住民の交流や心豊かなくらしができるよう、市民の多様化するニーズを把握し、子どもの体力向上や市民の健康づくり、また、大規模スポーツイベントを開催することによる横浜の発信力の強化や地域の活性化などに取り組む必要があります。

そのために、横浜市の現状や課題を踏まえつつ、横浜の置かれた特性を生かしながら、スポーツ振興の方向性を体系的に示し、スポーツ施策をより一層効果的・効率的に推進していくことを目的として、新たなスポーツ推進計画を策定しました。

これは、平成18年に策定された横浜市スポーツ振興基本計画「いきいきスポーツプラン2010」を受け継ぎ、成人のスポーツ実施率の向上などの成果を踏まえつつ、さらに充実・発展させたものです。この計画を着実に推進していくことで、年齢や性別、障害等を問わず、それぞれの体力や、技術、興味、目的に応じて、気軽にスポーツに親しみ、楽しむことができる生涯スポーツ社会の実現に努めていきます。

2 スポーツ推進の意義

スポーツは、人生をより豊かに、充実したものとするとともに、人間の身体的・精神的な欲求にこたえる文化です。

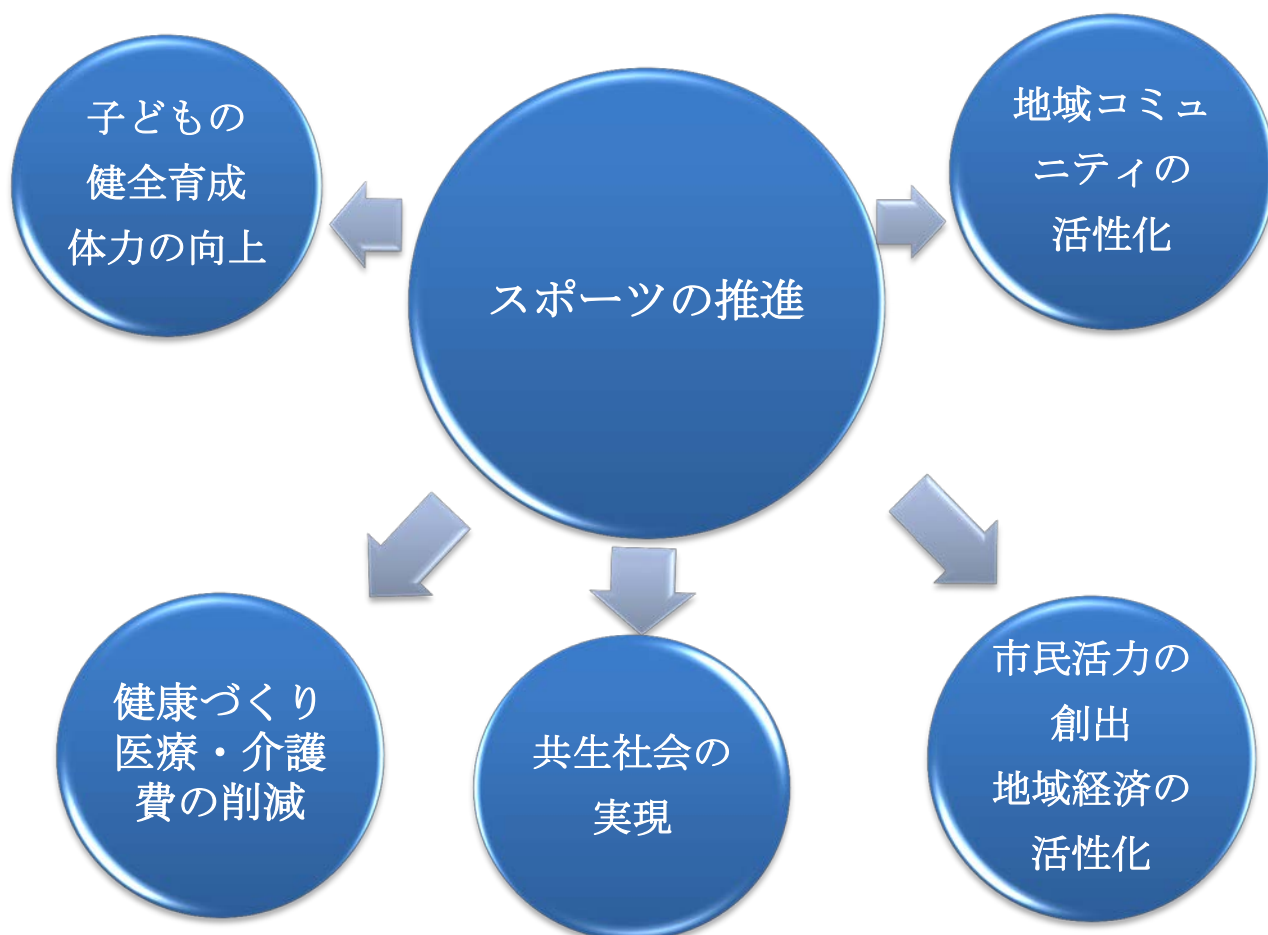
スポーツを推進することは、子どもの心身の健全育成や体力の向上、生活習慣病予防による医療・介護費削減の効果があります。

少子高齢化の進展や、生活が便利になること等により体を動かす機会が減少している現代社会において、生涯にわたりスポーツに親しむことは、体を動かすという人間の本源的な欲求にこたえとともに、爽快感、達成感等の精神的充足や楽しさ、喜びをもたらします。

そして、障害の有無等に関わらず、すべての人々が分け隔てなくスポーツに親しむことで、誰もが互いに尊重し支え合う共生社会¹の実現が期待されます。また、多世代交流や地域間交流を促進し、地域の一体感を醸成することで、地域コミュニティの活性化や市民活力の創出、地域経済の活性化等の効果も期待されます。

特に、横浜市のように東京 23 区に次ぐ人口規模を擁し、さまざまな人々によって形成されてきた都市においては、スポーツを通じて都市としての求心力を高めるという観点も重要です。

◇スポーツを推進することによる効果



3 スポーツ推進の基本目標

横浜市スポーツ推進計画は、スポーツを通じて、子どもから高齢者まで全ての市民がいきいきとした生活を送るとともに、地域住民の交流や心豊かなくらしを育むことを目指します。そのためには、より多くの市民がスポーツに親しむきっかけや条件を整えていく必要があります。

スポーツには、競技としてルールに則り他者と競い合い自らの限界に挑戦するものや、健康維持や仲間との交流などの目的で行うものがあります。例えば、散歩やダンス・健康体操、ハイキング・サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動等もスポーツとして捉えられます。このように、スポーツは文化としての身体活動を意味する広い概念であり、各人の適性や関心に応じて行うことができるものです。

その際、スポーツを実際に「する人」だけではなく、トップレベルの競技大会やプロスポーツの観戦等のスポーツを「みる人」、そして指導者やスポーツボランティアといった「ささえる人」にも着目し、市民が生涯にわたってスポーツに親しむことができる環境を整えます。

目標 1 : 子どもの体力向上方策の推進

目標値 : 子どもの体力を横浜市の昭和 60 年頃の体力水準に回復します。

子どもの頃に、身体を動かす楽しさや喜びを味わうことで、生涯にわたってスポーツに親しむ基礎づくりができるよう、多様な機会を提供します。そして、スポーツに親しみ、身体を動かす機会が増大することで、結果として、体力水準の高かった横浜市の昭和 60 年頃の水準に回復することを目指します。

体力は人間の活動の源であり、健康な生活を営む上でも、また物事に取り組む意欲や気力といった精神面を充実するためにも大変重要なものです。

スポーツや運動・食育を通じ、幼児期から活発な身体活動を行い、健康な体づくりを行うことで、子どもたちの成長・発達に必要な体力を高め、身体的能力の基礎を養い、病気から身体を守る体力の強化にもつながります。また、自己責任・克己心やフェアプレイの精神、コミュニケーション能力、他人に対する思いやりを育み、多様な価値観を認め合う機会となります。

目標 2 : 地域スポーツの振興

目標値：成人の週1回以上のスポーツ実施率が65パーセント程度（3人に2人）、週3回以上のスポーツ実施率が30パーセント程度（3人に1人）となることを目標とします。

また、スポーツボランティアを行ったことがある市民の割合を10パーセント以上となることを目標とします。

市民の誰もが健康で心豊かな生活を送るため、身近な場所（地域）でスポーツに親しむ機会の提供や環境づくりを行います。

さらに、スポーツを通じて、地域住民の交流の希薄化や青少年の健全育成等の今日的な課題を解決し、地域コミュニティの活性化や、市民活力の創出等、地域社会のきずなづくりに寄与します。



目標3：高齢者・障害者スポーツの推進

① 高齢者スポーツの推進

目標値：65歳以上の週1回以上のスポーツ実施率が70パーセント程度となることを目標とします。

本格的な高齢社会の到来に伴い、医療費や介護費の増大が見込まれる中で、スポーツは、心身両面にわたる健康の保持に大きく貢献し、生活習慣病や介護予防としても効果が期待され、健康増進のみならず財政負担の軽減にも寄与します。



② 障害者スポーツの推進

目標値：障害者（成人）の週1回以上のスポーツ実施率を40パーセント程度となることを目標とします。

障害者がスポーツを通じて社会参画することができるよう環境を整備し、障害の有無等に関わらず、すべての人々が分け隔てなくスポーツに親しむことで、誰もが互いに尊重し支え合う共生社会の実現が期待されます。

障害者が住み慣れた地域で気軽にスポーツ活動を楽しめるよう、障害の種別・程度に応じた多様なスポーツに親しむ環境をつくとともに、障害者スポーツの競技力向上支援体制を強化します。



目標4：トップスポーツとの連携・協働の推進

目標値：トップアスリートが参加するスポーツ大会やプロスポーツを間近で観戦した市民の割合を50パーセント以上となることを目標とし、市民がトップアスリートに触れる機会を増やし、スポーツを行う意欲の向上につなげます。

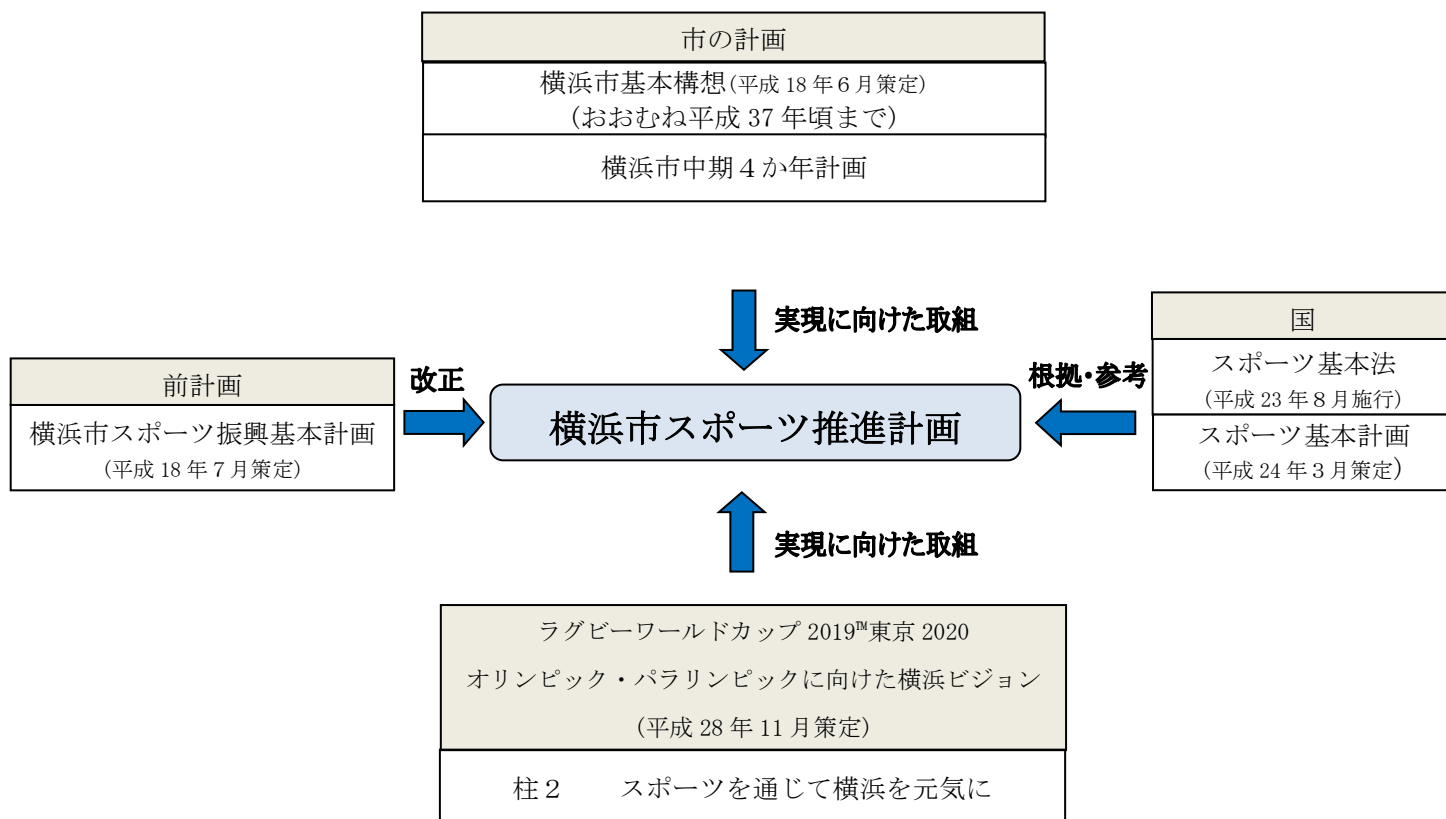
身近な場所で一流のプレーに触れることは、市民とりわけ子どもたちに夢や感動を与え、スポーツへの関心を高めるとともに、スポーツ活動の活発化や国際競技力の向上につながります。

さらに、国際大会など大規模スポーツイベントの開催は、集客促進や地元産業の活性化などの経済波及効果が期待でき、各種メディアを通じ、「横浜」の名を国内外に発信することにより、シティセールスにも寄与します。



4 計画策定（中間見直し）の位置づけ

- (1) 横浜市スポーツ推進計画は、横浜市の将来の都市像を示す「横浜市基本構想²」（長期ビジョン）及び「横浜市中期4か年計画³」に掲げている目指すべき都市像の実現に向け、スポーツに関する施策について、具体的な取組を示した計画です。
- (2) 横浜市スポーツ推進計画は、平成18年7月に策定した横浜市スポーツ振興基本計画「いきいきスポーツプラン2010」を継承し、平成23年8月に施行された「スポーツ基本法⁴」に基づき、国の「スポーツ基本計画⁵」を参考に策定しました。
- (3) 横浜市スポーツ推進計画は、第22期横浜市スポーツ推進審議会⁶の意見をもとに作成し、市民の皆様やスポーツ団体等からも意見をいただき、策定しました。
- (4) 横浜市スポーツ推進計画の計画期間は、平成24年度から平成33年度までの10年間ですが、策定後5年を目処に中間見直しを行うこととしています。計画の進捗状況、社会経済情勢、国の政策動向等の変化に対応するため、「第2期スポーツ基本計画」を参考にし、「第24期横浜市スポーツ推進審議会」の意見等を踏まえ、29年度に中間見直しを行いました。

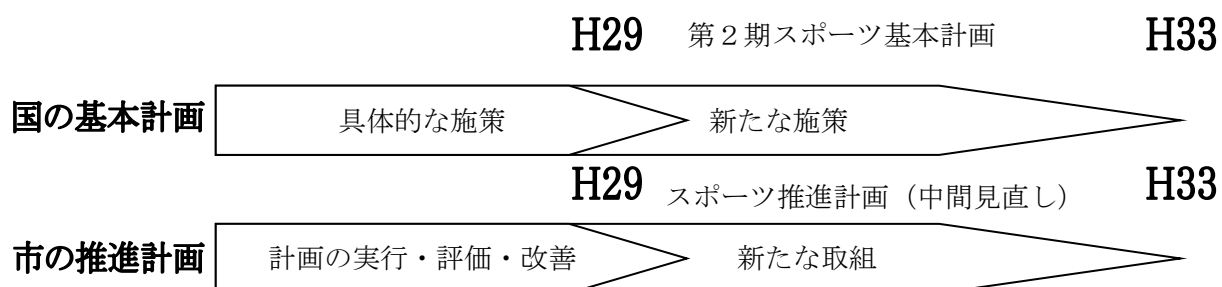


5 計画期間及び進捗管理

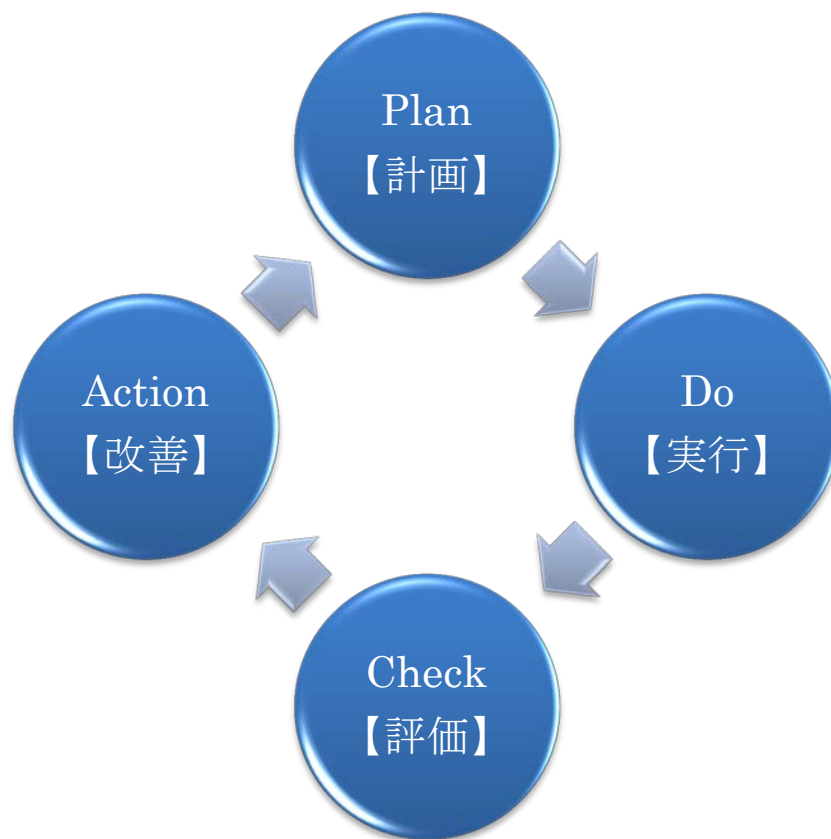
横浜市スポーツ推進計画の目標の実現に向けて、PDCAサイクル（※）を導入し、定期的に評価結果を市民に公表していきます。

※ Plan（計画）－Do（実行）－Check（評価）－Action（改善）を順に実施する管理手法のこと

（1）国の計画との比較



（2）計画の進行管理（PDCAサイクル）



6 計画の実現に向けた連携・協働体制

横浜市スポーツ推進計画で定めている目標は、行政だけでは、到底、達成することはできません。市民の皆様をはじめ、スポーツ推進委員⁷や、地域スポーツ団体⁸、競技団体、横浜市体育協会⁹、学校、大学、民間企業、社団法人、財団法人、社会福祉法人、NPO法人、観光関連団体、保健医療関係団体、プロスポーツチームをはじめとするトップスポーツチーム、横浜市リハビリテーション事業団¹⁰、及び横浜市が、それぞれの役割や責任を踏まえ、連携・協働して、計画の実現を目指します。



7 ラグビーワールドカップ2019™・東京2020オリンピック・パラリンピックを契機としたさらなるスポーツ振興に向けて

2019年に行われるラグビーワールドカップ2019™は、決勝・準決勝をはじめ、世界トップレベルの試合や日本代表戦等、全世界から注目される7試合が横浜国際総合競技場で開催されます。翌年の東京2020オリンピック・パラリンピックでは同じく横浜国際総合競技場でサッカー競技が開催され、横浜スタジアムで野球・ソフトボール競技が開催されるなど、ここ横浜を舞台に、世界的なスポーツイベントが2年連続して開催されます。

さらに本市は、慶應義塾、川崎市とともに英国オリンピック代表チームの事前キャンプ地に決定しています。

両大会の成功に向けた取組はもちろん、小・中・特別支援学校等へのトップアスリートの派遣をはじめ、スポーツボランティアの育成支援、キャンプチーム等との交流など、さらなるスポーツ振興に取り組むとともに、次世代を担う子どもたちへの「贈り物」となる有形無形の「レガシー¹¹」を創出していきます。

◆ラグビーワールドカップについて

1987年の第1回大会から4年に一度開催され、代表20チームが世界一を競いあう世界最大のラグビー大会です。第9回の2019年は、アジア初、ラグビー伝統国以外初、7人制ラグビーがオリンピック種目に採用されてから初となる大会が、日本で、そして横浜で開催されます。

ラグビーワールドカップ2019™ 大会概要

- 1 開催期間 2019年9月20日（金）～11月2日（土）（44日間）
- 2 参加チーム 20チーム
- 3 試合数 48試合（予選40試合、決勝トーナメント8試合）
- 4 試合会場 全国12会場で開催 <決勝戦> 11月2日（土）横浜国際総合競技場

◆オリンピック・パラリンピックについて

オリンピックは4年に一度開催される世界的なスポーツの祭典で、スポーツを通じた人間育成と世界平和を究極の目的とし、夏季と冬季大会を行っています。パラリンピックは、障害者を対象としたもうひとつのオリンピックです。4年に一度、オリンピック競技大会の終了直後に同じ場所で開催されています。

東京2020オリンピック・パラリンピック 大会概要

- | | |
|---|---|
| 1 第32回オリンピック競技大会（2020/東京） | 2 東京2020パラリンピック競技大会 |
| （1）開催期間 2020年7月24日（金）
～8月9日（日）（17日間） | （1）開催期間 2020年8月25日（火）
～9月6日（日）（13日間） |
| （2）競技数 33競技 | （2）競技数 22競技 |

第2章 スポーツを推進するための具体的な取組

1 取組の目標への対応について

分類	取組番号	取組	4つの目標への対応				
			1 子どもの 体力向 上方策 の推進	2 地域ス ポーツの 振興	3-① 高齢者 スポーツ の推進	3-② 障害者 スポーツ の推進	4 トップス ポーツと の連携・ 協働の 推進
継続	1	幼児期における運動習慣の啓発・普及活動の推進	○				
継続	2	学齢期の子どもの体力向上事業の実施及び拡充	○				○
継続	3	食育の推進	○				○
継続	4	総合型地域スポーツクラブの育成・活動支援及び連携・協働の推進	○	○	○	○	
拡充	5	トップアスリートとの連携・協力の推進	○			○	○
継続	6	プロスポーツチームとの連携・協働の推進	○	○			○
継続	7	地域スポーツ指導者の養成・活用		○			
拡充	8	大規模スポーツイベントの誘致・開催支援		○		○	○
継続	9	横浜マラソンの実施		○		○	
継続	10	市民参加型スポーツイベントの充実		○	○	○	
拡充	11	国際交流の推進		○			○
継続	12	全市民で取り組む健康づくりの推進		○	○		
継続	13	働き世代・女性のスポーツ・運動の推進		○			
継続	14	スポーツ・レクリエーション活動の推進	○	○	○		
拡充	15	スポーツボランティアの育成・活用支援		○			○
変更	16	スポーツツーリズムの推進		○			○
継続	17	スポーツ情報等の提供	○	○	○	○	
継続	18	スポーツ推進委員や、地域スポーツ団体、地域スポーツ・レクリエーション団体、企業との連携・協働の推進		○			
変更	19	身近なスポーツを行う場や機会の確保	○	○	○		
継続	20	横浜文化体育館(メインアリーナ施設・サブアリーナ施設(横浜武道館))の再整備		○			○
継続	21	学校体育施設(校庭、体育館等)を活用した地域スポーツの振興	○	○	○		
継続	22	横浜市スポーツ医科学センターとの連携・活用		○			
継続	23	スポーツ遺産の保存・活用		○			○
継続	24	高齢者向けのスポーツ教室・イベントの実施			○		
継続	25	地域の高齢者サークルの活動支援の推進			○		
新規	26	障害者が幼児期から運動に親しめる環境の整備				○	
変更	27	地域での障害者スポーツ・レクリエーション活動の推進				○	
継続	28	障害者と健常者がともに楽しめるインクルーシブスポーツの推進		○		○	
変更	29	障害者スポーツの支援者の育成・活躍支援				○	
変更	30	障害者スポーツに対する理解の促進	○			○	

2 取組の内容について

【継続】取組1 幼児期における運動習慣の啓発・普及活動の推進

体力の重要性に関して、保護者への啓発セミナーや、インターネットや乳幼児健康診査等を活用した情報提供について検討します。また、親子で体験できる各種運動プログラムの提供や、保育所、幼稚園、地域子育て支援拠点等にスポーツ指導者等を派遣し、遊びながら体を動かす楽しさを伝える事業を実施します。

【継続】取組2 学齢期の子どもの体力向上事業の実施及び拡充

学校の特色を生かした体力向上1校1実践運動¹²の実施、地域人材等の協力による休み時間や放課後を活用した運動機会やプログラムの提供、部活動指導員¹³等の活用やオリンピック・パラリンピアン¹⁴との交流機会の提供等を行います。

また、地元大学等と連携し、学校や地域にスポーツ指導者等を派遣し、授業の補助やスポーツ教室の事業等を実施します。

【継続】取組3 食育の推進

日常生活をより健康的に送り、スポーツを活発に行うために、スポーツ団体（プロスポーツチームを含む）、教育委員会や食育関係団体と連携・協力しながら、子どもや保護者及び指導者等に食育の普及啓発を行っていきます。

【継続】取組4 総合型地域スポーツクラブの育成・活動支援及び連携・協働の推進

総合型地域スポーツクラブ¹⁵への助成金交付や研修の実施、連絡協議会の開催等の運営支援を行うとともに、新たなクラブの発掘・育成に取り組みます。

また、広報や啓発イベント等を通じ総合型地域スポーツクラブの認知度を向上させるとともに、総合型地域スポーツクラブと地域との連携強化に向けて支援を行います。

【拡充】取組5 トップアスリートとの連携・協働の推進

ラグビーワールドカップ2019TMや東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を契機に、ラグビー日本代表選手等やオリンピック・パラリンピアン等を小・中・特別支援学校等や市内で開催されるスポーツイベント等に招へいします。スポーツ教室や講演会等を通じて、子どもたちをはじめ、多くの市民が一流のアスリートと触れ合う機会を創出し、スポーツに取り組む意欲を高めます。

【継続】取組6 プロスポーツチームとの連携・協働の推進

地元プロスポーツチームと連携し、スポーツ教室など市民が直接チームに触れる機会を提供します。また、チームの活動や試合日程等の広報活動を充実し、市民のスポーツへの関心を高めます。



横浜DeNAベイスターズ、横浜F・マリノス、横浜F C、横浜ビー・コルセアーズのスポーツ教室・学校訪問

【継続】取組7 地域スポーツ指導者の養成・活用

地域のスポーツ振興のために活動できる人材を養成する「横浜市スポーツ・レクリエーション人材養成講座」を実施します。

また、「横浜市スポーツ・レクリエーション人材養成講座」の修了者や現場で活躍している地域のスポーツ指導者に対しても、地域のニーズに応じた指導内容や方法などの研修を充実するとともに、ニーズに応じた指導者を紹介するシステムの活用を促進します。

【拡充】取組8 大規模スポーツイベントの誘致・開催支援

国際大会や全国大会などの大規模イベントの誘致や、ラグビーワールドカップ2019™・東京2020オリンピック・パラリンピックの円滑な大会運営に取り組み、さらにファンゾーン¹⁶やパブリックビューイングの実施など市民が開催競技に親しむ環境を作ることで、市民のスポーツ観戦やボランティア活動に参加する機会を増やします。

これらの大規模イベントの開催を通じ、世界や全国に向けた横浜の知名度のアップや、経済及び地域の活性化などにも貢献します。



世界トライアスロンシリーズ横浜大会

【継続】取組 9 横浜マラソンの実施

本大会を含め、プレイベントや区局と連携した横浜マラソンチャレンジ枠¹⁷事業等、様々な関連イベントを実施することで、市民の健康増進やスポーツ振興を図ります。さらに大会参加者だけでなく、ボランティア、応援者など多くの方が横浜を訪れることで、シティセールス効果や経済波及効果も期待できる「する」「みる」「ささえる」全ての方が楽しめる大会として実施します。



横浜マラソン

【継続】取組 10 市民参加型スポーツイベントの充実

スポーツ・レクリエーションフェスティバル、ビーチスポーツフェスタ、市民大会・区民大会など、市民が気軽に参加でき、日頃の練習の成果を発揮する機会となる市民参加型スポーツイベントの充実を図るとともに、初心者が安心して参加できる環境を整えます。



横浜元気!!スポーツ・レクリエーションフェスティバル



YOKOHAMAビーチスポーツフェスタ

【拡充】取組 11 国際交流の推進

横浜市のパートナー都市・姉妹都市との交流や、ラグビーワールドカップ 2019TMにおける公認チームキャンプの受入れ、東京 2020 オリンピック・パラリンピックにおける事前キャンプの受入れやホストタウン¹⁸の取組等を行い、スポーツを通じた国際交流を推進します。

【継続】取組 12 全市民で取り組む健康づくりの推進

「第2期健康横浜 2 1¹⁹」に基づき、地域や関係団体、企業等と連携し、生活習慣の改善や運動の習慣化など、市民の健康づくりを後押しする取組を進めます。

特に、日常生活の中で楽しみながら健康づくりに取り組める「よこはまウォーキングポイント事業²⁰」などを活用し、健康づくりになかなか取り組めない方等へのきっかけづくりや、健康行動の継続につながる活動を広げます。

【継続】取組 13 働き世代・女性のスポーツ・運動の推進

スポーツ実施率の低い世代（特に 20 代・30 代）をターゲットとしたイベントの開催、普及啓発を行うとともに、健康経営に取り組む事業所の認証²¹や、事業所内でできる運動プログラムの提供等の支援を通じて運動習慣の定着化を進めます。また、子育て中の女性でも気軽に参加できるスポーツ・レクリエーション活動の場を提供することで、働き世代や女性のスポーツ・運動を推進します。

【継続】取組 14 スポーツ・レクリエーション活動の推進

地域スポーツ・レクリエーション団体と連携し、子どもから高齢者まで、楽しく、気軽に参加できるウォーキングイベントや親子ふれあい体操、野外活動等のスポーツ・レクリエーション²²活動の充実を図ります。また、おすすめのウォーキングコースをホームページや情報誌で紹介していきます。

【拡充】取組 15 スポーツボランティアの育成・活用支援

横浜市スポーツボランティアセンター²³を通じ、市内の大規模スポーツイベント等のボランティアの募集・登録や研修等の人材育成を行い、市民が積極的・自発的にスポーツに関わる体制作りやその支援を行います。

また、ラグビーワールドカップ 2019TMや東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催を通じて、市民がボランティア活動に参加する機会を創出します。

【変更】取組 16 スポーツツーリズムの推進

スポーツを観光資源とした横浜らしい地域づくりを図るため、トップスポーツチームや地域スポーツ団体及び地元企業等と連携・協働し、スポーツイベントの誘致・開催支援を行うとともに、プロスポーツチームの試合観戦やラグビーワールドカップ 2019TM、東京 2020 オリンピック・パラリンピック開催の機会を最大限に活用し、地域や経済の活性化を目的としたスポーツツーリズム²⁴を推進します。

【継続】取組 17 スポーツ情報等の提供

市民が「する」「みる」「ささえる」といったスポーツ活動に参加しやすくなるよう、スポーツイベントの開催情報や、スポーツ指導者、スポーツ施設の利用に関する情報等を横浜市のホームページや広報紙、横浜市体育協会のスポーツ情報サイト「ハマスポ」²⁵、SNS 等、多様なメディアを連動させ、スポーツ情報を提供します。

また、ウェブ上で提供される情報や機能を、高齢者や障害者等、誰もが支障なく利用できるよう、ウェブアクセシビリティ²⁶の向上に取り組めます。

【継続】取組 18 スポーツ推進委員や、地域スポーツ団体、地域スポーツ・レクリエーション団体、企業との連携・協働の推進

スポーツ推進委員や、地域でそれぞれ活動している地域スポーツ団体、地域スポーツ・レクリエーション団体、企業と連携・協力しながら、年齢や性別、技術等に関係なく、誰でも身近な地域で気軽にスポーツを楽しむことができる環境を整えます。

【変更】取組 19 身近なスポーツを行う場や機会の確保

身近なスポーツの場について積極的な情報提供や、既存の施設や未利用地等の有効活用を行うとともに、学校施設の夜間照明設置の検討を行い、健康づくりや身近なスポーツを行う場や機会を確保します。

また、道路・河川・公園緑地などを活用し、地域と連携をしながら、健康増進や外出意欲の向上につながるような魅力的な歩行空間やウォーキングルートの整備を進めます。

【継続】取組 20 横浜文化体育館〈メインアリーナ施設・サブアリーナ施設（横浜武道館）〉の再整備

関内駅周辺地区のまちづくりのリーディングプロジェクトとして、横浜文化体育館の再整備を進めます。再整備後の施設はメインアリーナ施設とサブアリーナ施設の2つの施設とし、サブアリーナ施設を「横浜武道館」とします。

再整備と並行して、横浜スタジアムや市庁舎跡地の活用の取組と連携し、スポーツを生かしたまちづくりによるスポーツ振興の取組を進めます。



(左) メインアリーナ施設

(右) サブアリーナ施設（横浜武道館）

※上記は事業者から提案資料として提出されたものであり、実際の建物とは異なる場合があります。

【継続】取組 21 学校体育施設(校庭、体育館等)を活用した地域スポーツの振興

学校体育施設を活用し、地域のスポーツ振興のため、総合型地域スポーツクラブや学校開放事業の運営主体である文化・スポーツクラブが子どもや地域住民を対象に実施するスポーツ教室等のプログラムに対し、支援を行います。

【継続】取組 22 横浜市スポーツ医科学センターとの連携・活用

横浜市スポーツ医科学センターを活用し、スポーツ事故の防止及びスポーツ障害の予防・早期発見に関する知識の普及・啓発を行います。

また、横浜市スポーツ医科学センターと各区スポーツセンターが連携・協力することにより、スポーツによる市民の健康づくりの推進や、競技選手の競技力の向上を図ります。

【継続】取組 23 スポーツ遺産の保存・活用

横浜はテニス、ラグビー、競馬、スポーツクラブ等、多くのスポーツ文化の国内発祥の地であり、その歴史や伝統を継承していきます。

また、FIFAワールドカップ、ラグビーワールドカップ、オリンピック・パラリンピックの世界三大スポーツイベントの開催実績を持つこととなる横浜国際総合競技場等のスポーツ施設やボランティア等の人的資源、大規模スポーツイベントの運営知識やノウハウなどのスポーツ遺産を未来の横浜の子どもたちへの財産として残します。

【継続】取組 24 高齢者向けのスポーツ教室・イベントの実施

高齢者のニーズが高い健康・体力づくり、介護予防など、様々な身体状況にある高齢者が参加できるよう、多様なニーズに考慮しながら、シニアスポーツ教室やニュースポーツイベント、講座、教室等の充実をはかり、ロコモティブシンドローム²⁷や生活習慣病の予防、重症化予防につなげます。

【継続】取組 25 地域の高齢者サークルの活動支援の推進

高齢者向けのサークルや健康・体力づくりを行っているグループ等が、継続的に活動ができるよう講師の派遣や研修、情報提供等を通じ、支援を行います。

【新規】取組 26 障害者が幼児期から運動に親しめる環境の整備

障害児が地域療育センター²⁸・学校・地域等で参加できる運動プログラムの充実や、保護者に対する普及啓発に取り組むとともに、トップ選手やチームとの交流・イベント等を通じ、障害者が幼児期から運動に親しめる環境を整備します。



障害者スポーツ文化センター横浜ラポール

【変更】取組 27 地域での障害者スポーツ・レクリエーション活動の推進

地域団体・横浜市体育協会・横浜ラポール²⁹等が連携した地域ネットワークの構築支援や、新たに設置する障害者スポーツ・文化活動南部方面拠点を活用し、地域スポーツ指導者との連携を進め、自主的に取り組みやすい種目を地域に広げていきます。また、各区のスポーツセンター等で障害者スポーツの指導員の配置や用具の充実等を図り定期的なプログラムの提供を行うことや、障害者やその家族にとってより分かりやすいスポーツ施設等の情報発信を行います。

これらの取組を通じ、地域での障害者スポーツ・レクリエーション活動を推進するとともに、地域での活動の場や機会を充実させることで、スポーツを通じて地域や障害者とその家族同士の交流を深めます。



ボッチャ交流会（障害者スポーツ文化センター横浜ラポール）

【継続】取組 28 障害者と健常者がともに楽しめるインクルーシブスポーツの推進

障害者と健常者が共に楽しむことができるイベントや大会の開催や、その支援を行うとともに、横浜ラポール、障害者団体、競技団体、地域団体が連携しながら、各区のスポーツセンター等、地域で障害者・健常者がともに楽しめるインクルーシブスポーツ³⁰を推進します。

【変更】取組 29 障害者スポーツの支援者の育成・活躍支援

スポーツ施設の職員、競技団体、地域団体へ研修等の参加を促すなど、障害者アスリートの指導者、障害者スポーツ指導員、ボランティア、企業等、多様な障害者スポーツ支援者を育成します。また、横浜市体育協会のスポーツ情報サイト「ハマスポ」への登録を促す等、育成した人材の活躍を支援します。

【変更】取組 30 障害者スポーツに対する理解の促進

パラリンピアンによる学校訪問や普及啓発イベントの開催、障害者スポーツ体験会等を実施し、障害者スポーツに対する理解の促進を図ります。



パラリンピアンによる学校訪問（講演）

3 用語集

1 共生社会

「共生社会」とは、障害の有無や年齢、性別、国籍等を問わず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会です。

2 横浜市基本構想（平成18年6月）

横浜市の将来（平成37年頃）を展望し、横浜を支えるすべての人々が、課題を共有しながら取り組んでいくための基本的な指針となる長期ビジョンであり、市政運営の基本理念です。

3 横浜市中期4か年計画

基本構想が掲げる目指すべき都市像の実現に向けた政策や工程を具体化する計画で、平成26年度を初年度とした平成29年度までの4か年計画です。

4 スポーツ基本法（平成23年8月）

昭和36年に制定されたスポーツ振興法（昭和36年法律第141号）を50年ぶりに全部改正し、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めています。

5 スポーツ基本計画（平成24年3月～）

「スポーツ基本計画」は、スポーツ基本法の規定に基づき、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための重要な指針として位置付けられるものです。

平成29年3月に策定された「第2期スポーツ基本計画」は、平成29年度から平成33年度までの5年計画であり、中長期的なスポーツ政策の基本方針として、①スポーツで「人生」が変わる！②スポーツで「社会」を変える！③スポーツで「世界」とつながる！④スポーツで「未来」を創る！を掲げ、「スポーツ参画人口」を拡大し、「一億総スポーツ社会」の実現に取り組むこととしています。

6 横浜市スポーツ推進審議会

スポーツ基本法第31条の規定により設置され、スポーツの推進に関する重要事項の調査審議のほか、団体に対する補助金の交付（同法第35条）についての意見を聴くための機関です。

7 横浜市スポーツ推進委員

スポーツ推進委員は、スポーツ基本法並びに横浜市スポーツ推進委員規則に基づいて、市長から委嘱される非常勤の特別職公務員です。（委員数：2,589人 平成29年4月1日現在）

横浜市のスポーツ事業への協力だけでなく、特に活動の拠点を地域におき、地域住民と連携し地域に根ざしたスポーツ・レクリエーション振興事業を展開しており、横浜市のスポーツ行政の推進者として重要な役割を担っています。また、スポーツ基本法の施行に伴い、平成23年8月24日より、新たな役割として「スポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整」が追加されており、地域のスポーツコーディネーターとしての役割が求められます。

なお、スポーツ推進委員の活動と委員相互の連絡及び協議を行うため、各区連絡協議会の会長により構成される横浜市スポーツ推進委員連絡協議会が設けられています。

8 地域スポーツ団体

総合型地域スポーツクラブ¹⁵、各区の体育協会^{*1}、さわやかスポーツ普及委員会^{*2}、スポーツ少年団、スポーツチーム等、地域のスポーツ振興のために活動している団体をいいます。

※1 区体育協会

区体育協会は、主に区内のスポーツ活動の推進や区民の健康増進、区民相互の親睦を図ることを目的として、様々な競技団体等により組織された、地域の重要なスポーツ団体です。横浜市内の18区すべてに区体育協会があり、区役所や横浜市体育協会等と連携しながら、様々な競技種目で、区民大会等を実施し、スポーツ教室や指導者講習会等も開催するなど、多くの区民がスポーツに親しむ機会を提供しています。

※2 さわやかスポーツ普及委員会

体力や興味に応じてスポーツ活動を楽しめるよう生涯スポーツ社会の実現に寄与することを目的に、各区で、いつでもどこでも気軽にできる、グラウンドゴルフやソフトバレーボールなどのニュースポーツ「ヨコハマさわやかスポーツ」を区大会やフェスティバル、地区活動等を通じて普及しています。

9 横浜市体育協会

公益財団法人横浜市体育協会は、昭和4年に前身の「横浜体育協会」が設立され、スポーツを通じた明るく豊かな市民生活の実現に向け、横浜市と連携・協力し、競技スポーツの推進、地域スポーツ支援、健康体力づくり、スポーツ情報の提供、スポーツ施設の管理運営、スポーツイベントの誘致・開催を行うなど、横浜市におけるスポーツ施策の中核的な担い手となっています。また、平成23年7月に公益法人制度改革に基づき、公益財団法人化され、平成24年4月には、社団法人横浜市レクリエーション協会と事業統合し、スポーツとレクリエーションの一体的な推進を行っています。

なお、現在、横浜市体育協会は、競技団体52団体、各区体育協会18団体、学校関係団体3団体、レクリエーション連合1団体の合計74団体で構成されています。

横浜市体育協会加盟団体（74団体）

◆競技団体(52団体)

- | | | |
|----------------------|--------------------|-------------------|
| 1 横浜野球協会 | 2 横浜野球連盟 | 3 横浜市テニス協会 |
| 4 NPO 法人横浜ソフトテニス協会 | 5 (一社) 横浜水泳協会 | 6 横浜市卓球協会 |
| 7 横浜市弓道協会 | 8 (一社) 横浜サッカー協会 | 9 横浜市ラグビーフットボール協会 |
| 10 横浜市陸上競技協会 | 11 横浜市相撲連盟 | 12 横浜ハンドボール協会 |
| 13 横浜市山岳協会 | 14 横浜スキー協会 | 15 横浜バレーボール協会 |
| 16 横浜市柔道協会 | 17 横浜市ヨット連盟 | 18 横浜市ソフトボール協会 |
| 19 横浜市体操協会 | 20 横浜市ホッケー協会 | 21 横浜市バドミントン協会 |
| 22 横浜バスケットボール協会 | 23 NPO 法人横浜市馬術協会 | 24 横浜市剣道連盟 |
| 25 横浜市アマチュアボクシング協会 | 26 横浜市レスリング協会 | 27 横浜市クレー射撃協会 |
| 28 横浜市ライフル射撃協会 | 29 横浜市ウェイトリフティング協会 | 30 横浜市なぎなた連盟 |
| 31 横浜市アーチェリー協会 | 32 横浜市ボウリング協会 | 33 横浜市空手道連盟 |
| 34 横浜アメリカンフットボール協会 | 35 横浜市カヌー協会 | 36 横浜市ゲートボール連合 |
| 37 NPO 法人横浜市ボート協会 | 38 横浜市太極拳協会 | 39 横浜市少林寺拳法連盟 |
| 40 横浜市ゴルフ協会 | 41 横浜アイスホッケー連盟 | 42 横浜市インディアカ協会 |
| 43 横浜市綱引連盟 | 44 横浜市ダンススポーツ連盟 | 45 横浜市合気道連盟 |
| 46 横浜市スポーツチャンバラ協会 | 47 横浜市日本拳法連盟 | 48 横浜市バトニング協会 |
| 49 横浜市トライアスロン協会 | 50 横浜市パワーリフティング協会 | 51 横浜市グラウンド・ゴルフ協会 |
| 52 横浜市ターゲット・バードゴルフ協会 | | |

◆地域団体(18団体)

- | | | |
|-------------|------------|------------|
| 1 鶴見区体育協会 | 2 神奈川区体育協会 | 3 西区体育協会 |
| 4 中区体育協会 | 5 南区体育協会 | 6 港南区体育協会 |
| 7 保土ヶ谷区体育協会 | 8 旭区体育協会 | 9 磯子区体育協会 |
| 10 金沢区体育協会 | 11 港北区体育協会 | 12 緑区体育協会 |
| 13 青葉区体育協会 | 14 都筑区体育協会 | 15 戸塚区体育協会 |
| 16 栄区体育協会 | 17 泉区体育協会 | 18 瀬谷区体育協会 |

◆学校団体(3団体)

- | | | |
|----------------|---------------|----------------|
| 1 横浜市立小学校体育研究会 | 2 横浜市立中学校体育連盟 | 3 横浜地区高等学校体育連盟 |
|----------------|---------------|----------------|

◆横浜市レクリエーション連合（1団体）

10 社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団

障害のある児童や成人の方々に療育サービスやリハビリテーションサービスなどを提供するとともに、地域の諸機関への技術的支援や連携を図ることにより、障害児者の福祉向上に寄与し、豊かな地域生活が営まれるよう支援することを目的に、昭和62年（1987年）に設立されました。

現在では、指定管理者として、横浜ラポールの他にも、横浜市におけるリハビリテーションの中核施設である横浜市総合リハビリテーションセンターをはじめ、市内4か所（戸塚、北部、西部、港南）の地域療育センターにおいて事業運営を行っています。

11 レガシー

オリンピック憲章（「IOCの使命と役割」）で、「オリンピック競技大会の有益な遺産（レガシー）を、開催国と開催都市に残すことを推進すること」とされており、ラグビーワールドカップ™においても同様に、開催自治体に対して「レガシープログラム（大会の開催を通じて創り上げる資産を将来に生かすための活動）」に協力することが求められています。

横浜市では、平成28年11月に横浜ビジョンを策定し、取組の4つの柱「両大会の成功に向けてオール横浜でおもてなし」「スポーツを通じて横浜を元気に」「文化芸術の創造性を生かしたまちづくり」「横浜を世界に魅せる」など、両大会を通じ様々なレガシーを次世代の子どもたちに遺していくことを掲げています。

12 体力向上1校1実践運動

体力向上1校1実践運動とは、学校生活の中で運動機会を積極的につくり、体力向上の取組を継続的に推進するために、各学校において独自の指標を設定し、運動への取組があまり積極的でない子どもが、体を動かすことの楽しさを味わい、生活に運動を取り入れるきっかけづくりとなるような、各校の特色を生かした取組です。

【参考】子どもの体力向上プロジェクト

「運動機会の確保」「教員の指導力向上」「生活習慣・運動習慣の改善」を基本とする「体力アップよこはま2020プラン」（平成22年3月策定）に基づき、「体力・運動能力調査の実施・結果の活用」「体育・健康プランの推進」「体力向上1校1実践運動の実施」を基盤とする3つの取組を含む、体力向上に向けた10の取組を示しています。

13 部活動指導員

部活動指導員とは、指導する部活動に係る専門的な知識・技能を有し、学校の教育課程との関連を図りながら、教職員と連携し、技術的な指導に従事する方をさしており、学校における部活動の指導体制の充実を図ることを目的としています。

14 オリンピアン・パラリンピアン

オリンピックとは、オリンピック競技大会において日本代表選手として出場経験のある選手の方をさします。また、パラリンピアンとは、パラリンピック競技大会において日本代表選手として出場経験のある選手の方をさします。

15 総合型地域スポーツクラブ

総合型地域スポーツクラブとは、多種目、多世代、自主運営を特徴とした地域住民が自主的・主体的に運営されるスポーツクラブをいいます。

総合型地域スポーツクラブは、子どもから高齢者まで誰もが、様々な種目や体力や技術力に応じて気軽に参加でき活動することを基本理念としています。

スポーツの他にも文化・社会的な活動を組み入れたり、地域を盛り上げるイベント等を実施しています。

なお、横浜市には、平成30年1月時点、26の総合型地域スポーツクラブが設立されています。

番号	区	名称
1	鶴見	鶴見スポーツ&カルチャークラブ
2		KAZUスポーツクラブ
3	神奈川	NPO法人かながわクラブ
4		はざわクラブ
5		NPO法人横浜かもめanimaクラブ
6		まる倶楽部
7	中	NPO法人ライフネットスポーツクラブ
8		NPO法人横浜スポーツアンドカルチャークラブ
9	南	NPO法人FCゴール
10		弘明寺くらぶ
11	保土ヶ谷	カンガルークラブ
12		新井中学校 文化・スポーツクラブ
13	旭	横浜FC総合型地域スポーツクラブ
14		NPO法若葉台スポーツ・文化クラブ
15		NPO法人スポーツコミュニティ・シュート
16	金沢	NPO法人横濱ラグビーアカデミー
17		金沢スポーツクラブ
18	緑	やましたスポーツ・文化クラブ
19		NPO法人CLUB TEATRO
20	青葉	くろがね倶楽部
21		NPO法人わくわく教室
22	都筑	都筑スポーツプランナー竹の子会
23	戸塚	クローバースポーツクラブ
24	栄	NPO法人さかえスポーツくらぶ
25	泉	緑園スポーツ・文化クラブ
26		NPO葛野スポーツクラブ

市内の総合型地域スポーツクラブ一覧

16 ファンゾーン

ファンゾーンとは、ラグビーワールドカップ2019™の大会期間中に、開催都市に設置され、大型スクリーンによる試合映像の放映（パブリックビューイング）や、ケータリング、ラグビーワールドカップ2019™のコマーシャルパートナーによるプロモーション活動、ラグビーの普及活動等が行われるイベントスペースのことです。

17 横浜マラソンチャレンジ枠

横浜マラソンへの参加機会の提供をきっかけとして、多くの方がランニングをはじめとしたスポーツを習慣にいただけるよう、各区のマラソン大会や市内の各区スポーツセンターなどで実施するランニング関連事業（ランニング教室やランニングイベントなど）と連携した参加枠です。

18 ホストタウン

東京2020オリンピック・パラリンピック開催に向け、スポーツ立国、グローバル化の推進、地域活性化、観光振興等に資する観点から、参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図る地方公共団体を「ホストタウン」として全国各地に広げることとしています。

19 第2期健康横浜21

健康増進法に基づく「市町村健康増進計画」であり、「健康横浜21（第2次）」の計画です。計画期間は、平成25年度～平成34年度で、全ての市民を対象に乳幼児から高齢期まで継続して、生活習慣病の改善や、生活習慣病の重症化予防を行うことで、いくつになってもできるだけ自立した生活を送ることができる市民を増やすことを基本理念としています。

20 よこはまウォーキングポイント事業

よこはまウォーキングポイント事業は、18歳以上の横浜市在住・在勤等の方に歩数計を持って楽しみながら健康づくりを進めていただく事業です。平成30年度からは、歩数計に加え、スマートフォンでも参加できる歩数計アプリを導入します。

21 健康経営に取り組む事業所の認証

健康経営とは、従業員等の健康保持・増進の取組が、将来的に企業の収益性を高める投資であると捉え、従業員等の健康づくりを経営的な視点から考え、戦略的に実践する経営手法です。※「健康経営」は特定非営利活動法人 健康経営研究会の登録商標です。

横浜市では、健康経営の概念を幅広く普及させるため、健康経営に取り組む市内事業所を、横浜健康経営認証事業所として、「経営者の理解と関与」「健康経営の推進」「取組結果の評価」の視点から評価し、以下の3つの区分で認証しています。

- クラスA : 経営者が健康経営の概念を理解し、健康経営宣言等で明文化しているもの
- クラスAA : クラスAの要件を満たし、さらに健康経営の推進体制の整備、従業員の健康課題の把握及び健康課題に即した取組を行っているもの
- クラスAAA : クラスAAの要件を満たし、さらに健康課題に即した取組の結果を評価し、次の取組につなげているもの

22 スポーツ・レクリエーション

スポーツとして行われるレクリエーションのことです。心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われる活動としてスポーツ基本法第24条において新たに位置づけられました。

23 横浜市スポーツボランティアセンター

横浜市では、スポーツイベント等を「ささえる」スポーツボランティアを支援するため、「横浜市スポーツボランティアセンター」を平成29年5月に立ち上げました。センターでは、スポーツボランティアの募集・登録を行い、ボランティア活動を身近に感じてもらうため、「横浜マラソン」や「世界トライアスロンシリーズ横浜大会」など、市内で開催される大規模スポーツイベントのボランティア情報を提供します。また、ボランティアのスキルアップにつながる研修会や講習会を行うなど、多くの方が積極的にスポーツボランティア活動に関われるよう支援しています。

横浜市スポーツボランティアセンターURL <http://sports.yokohama-volunteer.jp/spo-v/about/>

24 スポーツツーリズム

スポーツを「する」「みる」「ささえる」ための旅行やこれらと周辺地観光を組み合わせた旅行のほか、旅行者が全国どこでもスポーツに親しめるような環境の整備や提供も含まれます。国際競技大会や生涯スポーツイベント等の招致・開催は、観光の魅力を発信し、スポーツツーリズムの発展に有効であると考えられています。

25 スポーツ情報サイト「ハマスポ」

横浜市体育協会が運営する横浜スポーツ情報サイトです。スポーツイベントの開催情報や、スポーツ施設、スポーツ指導者の利用に関する情報、コラム等、多様なスポーツ情報が掲載されています。

ハマスポ（ホームページ） URL <https://www.hamaspo.com/>

◆関連コンテンツ

ハマスポ Facebook	URL https://www.facebook.com/sports.yokohama
ハマスポ OFFICIALTwitter	URL https://twitter.com/hamaspo_com
ハマスポ Youtube チャンネル	URL https://www.youtube.com/user/hamaspocom/
ハマスポ instagram	URL https://www.instagram.com/hamaspo/

26 ウェブアクセシビリティ

ウェブアクセシビリティとは、高齢者や障害者を含めて、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できることを意味します。

27 ロコモティブシンドローム

加齢に伴う筋力低下や骨・関節の疾患など運動器の障害が起こり、「立つ・座る・歩く」などの移動能力が低下する状態のことをいいます。

28 地域療育センター

発達の遅れや障害のある、またはその疑いのある0歳～小学校期の児童を対象に、療育相談・診療・訓練・教室等を行う施設をいいます。

29 横浜ラポール

障害者スポーツ文化センター横浜ラポール（横浜ラポール）は、障害者の「完全参加と平等」の実現という国際障害者年の理想に基づき、「国連障害者の10年」の最終年の記念施設として平成4年8月28日に開館しました。

障害者がスポーツ、レクリエーション、文化活動を通じて、健康づくりや社会参加の促進をはかるとともに、市域における中核施設として、障害者が主体的に参加する中から市民交流を活発に行ない、この活動を広く発展させていくことを目的としています。

現在は、指定管理者として、社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団※が事業運営を行っています。

30 インクルーシブスポーツ

障害の有無や年齢、性別、国籍等を問わず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である共生社会の実現に向けた取組を推進する、各人の適性にあったスポーツ活動をいいます。

参考 第 24 期横浜市スポーツ推進審議会について

(1) 設置根拠

横浜市スポーツ推進審議会は、スポーツ基本法第 31 条の規定により設置され、横浜市スポーツ推進審議会条例第 2 条に基づき、スポーツの推進に関する重要な事項について、調査審議するものです。

ア. スポーツ基本法第 31 条

「都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツ推進に関する重要な事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。」

イ. 横浜市スポーツ推進審議会条例

第 1 条「スポーツ基本法第 31 条の規定に基づき、本市に横浜市スポーツ推進審議会を置く。」

第 2 条「スポーツの推進に関する重要な事項について、市長（学校における体育に関する事項にあつては、教育委員会）の諮問に応じ調査審議をして答申し、又は意見を具申する。」

(2) 委員構成

15 人以内。委員は、学識経験を有する者、スポーツ団体を代表する者及び関係行政機関の職員のうちから市長が任命します。なお「横浜市附属機関への女性の参画推進要綱」の目標である「女性委員の割合を 40 パーセント以上」を満たす委員構成としています。

(3) 任期

平成 29 年 7 月 27 日～平成 31 年 7 月 26 日（第一回審議会から 2 年間）

(4) 設置年月日

昭和 37 年 4 月 1 日

(5) 事業内容

スポーツ推進審議会を開催し、スポーツに関する重要事業について審議を行う。

(6) 審議会開催日程

第 1 回	平成 29 年 7 月 27 日	(1) 会長・副会長の選出について (2) 横浜市スポーツ推進計画の中間振り返りについて
第 2 回	平成 29 年 11 月 27 日	横浜市スポーツ推進計画（中間見直し）の素案について
第 3 回	平成 30 年 1 月 29 日	横浜市スポーツ推進計画（中間見直し）の案について

第 24 期横浜市スポーツ推進審議会委員名簿

(敬称略)

	氏 名	選出区分	役 職 名
会長	山口 宏	スポーツ団体	公益財団法人 横浜市体育協会会長
副会長	宮嶋 泰子	学識経験者	(株) テレビ朝日 スポーツコメンテーター (公社) 日本新体操連盟理事 (公財) 日本障がい者スポーツ協会評議員
委員	石渡 元	関係行政機関	横浜市立中学校体育連盟会長 (横浜市立本郷中学校校長)
委員	奥寺 康彦	学識経験者	(株) 横浜フリエスポーツクラブ 取締役会長
委員	小熊 祐子	学識経験者	慶應義塾大学スポーツ医学研究センター准教授
委員	小澤 好一	関係行政機関	横浜市立小学校体育研究会会長 (横浜市立本町小学校校長)
委員	小田 治男	学識経験者	一般社団法人横浜市医師会 横浜スポーツ医会会長
委員	大日方 邦子	学識経験者	(一社) 日本パラリンピアンズ協会副会長 (特非) 日本障害者スキー連盟理事 冬季パラリンピック (長野) アルペンスキー金メダリスト (株) 電通パブリックリレーションズ オリンピック・パラリンピック部シニアコンサルタント
委員	勝田 睦子	学識経験者	緑区保健活動推進員会会長
委員	金子 正子	学識経験者	公益財団法人日本水泳連盟顧問 公益財団法人日本体育協会評議員
委員	後藤 薫	スポーツ団体	横浜市スポーツ推進委員連絡協議会会長
委員	佐々木 玲子	学識経験者	慶應義塾大学体育研究所教授
委員	富田 幸博	学識経験者	日本体育大学特任教授
委員	平野 裕一	学識経験者	法政大学教授

(任期：平成29年7月27日～平成31年7月26日)